

『賀茂禰宜神主系図』に見える事件簿

(4) 神供海老・酒殿釜鳴・伐神山木・神山鳴動四ヶ條之儀 (下)

山本 宗尚

はじめに

本題にある神供海老以下四ヶ條の事件は、寛延四年（一七五一、宝暦に改暦）一月十四日の御棚会神事において、不鮮の海老を供えたこと、同年四月十七日の賀茂祭前日に神饌の準備を行う酒殿の釜が鳴ったこと、社司と評定衆（社務実務を担当する氏人諸役人）が氏人へ相談なしに寛延三年から翌年夏にかけ神山の木を残らず強行伐採に及んだこと、その春に神山が鳴動したこと、の四事件が朝廷の知るところとなり、詮議の上社司・評定衆ら関係者三十五名が処分に及んだという大規模な不祥事である。この事件は、当時神主であった正季（正久）の項に詳細が記されている。前報では、罪状は宝暦四年（一七五四）に仰渡され、宝暦六年三月に一部赦免されるまでの経緯を示した。

正久の項には、その後、赦免に向けた社家と朝廷とのやりとりが記載されている。

次章では、正久系下の記載に沿って現代語に意識、要約する。当時の社司の補任状況を表1に、宝暦六年時点の罪状と、やりとりのまとめを表2に示す。

系図記載事項にみる神供海老以下四ヶ條事件その後

宝暦六年三月十八日、（宝暦四年五月の仰付によって神役を止められていた）前評定十二名の赦免をお願いするため、書面を一社より奉行日野資枝宛に持参した。翌十九日に賀茂伝奏の正親町實連へお伺いを立てたところ、重ねてこのような願いでを出してはならない、と仰せ渡しがあつた。

同八年六月九日、賀茂伝奏の坊城俊逸卿・奉行の中御門俊臣が列席のもと、一社惣代と應平が召し出され、次の仰渡しがあつた。女御の御産によって、重孝・賞久・命平・紹久は今後社司列に加わること、表役を差し止められていた者は、表役に加わらざることを申し合わせ、間違いがないようにするべき旨お許しがあつたので、請書（承知した旨の連署）を差し出すこと。早速、翌十一日に一社惣代と應平は、請書を持参し、お許しのあつた者の御礼のため参上した。

同日、お許しのあつた者達が表役に復するに、どのようにしたいかの伺いが一社にあり、一社より伺いを立てた。

十二日、前氏神祇宜の田直の還補の願と、紹久の官位復旧の願を提出した。

十三日、田直還補の小折紙（申請書）を早々に差出すよう仰渡があつた。

十四日、紹久の件について、申上げる位は爵位（最初に叙爵される従五位下）から申上げるべきこと。表役の復帰を伺っている者らが本職に差障りがある場合代官を務めるべきこと。もっとも、今回評席復帰のお許しの出た者と、田直還補の小折紙は、殿下のところ留め置かれ、御沙汰には及ばない旨の仰渡があつた。

表1: 社司の補任状況。

年号	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	
年	元	6	8	9	9	9	9	10	11	11	11	11	11	12	13	
西暦	1755	1756	1758	1759	1759	1759	1760	1761	1761	1761	1761	1761	1761	1762	1763	
月	(事件時)	3	6	3	3	3	4	2	6	10	10	10	10	12	11	
日		1	14	2	12	25	26	17	27	1	8	16	3	9	2	
正 権 片岡 貴布祢	神主	正季 (正久)	→	→	→	→	→	→	→		保韶	→	→	→	→	
	祢宜	重福 (賞久)	保韶	→	→	→	→	→	→	→	博久	→	→	→	→	
	祝	重治 (重孝)	博久	→	→	重治 (重孝)	→	→	→	→	→	→	→※1	重殖	→	→
	祢宜	季一 (命平)	重一 (業久)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	祝	保韶	季一 (保平)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→※2	季一 (命平)
	祢宜	重成 (紹久)				博久	→	→	→	→	→	→	→	重一 (安久)	→	→
	祝	博久					重一 (安久)	→	→	→	→	→	→	保麗	→	→
	祢宜	重一 (業久)							保麗	→	→	→	→			季一 (保平)
新宮	祢宜	保記	保彥	庸清	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	祝	保彥	庸清	兼令	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
大田	祢宜	與頭	兼令	富清	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	祝	氏柱	富清	氏達	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
若宮	祢宜	保萬	氏達	哲頭	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	祝	庸清	季金	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
奈良	祢宜	言直	季金	茂季	→	→	→	→	→	保統	→	→	→	→	→	
	祝	伊氏	茂季	保統	→	→	→	→	→	季寶	→	→	→	→	→	
澤田	祢宜	世頭	保統	季寶	→	→	→	→	→	茂宗	→	→	→	→	常保	
	祝	兼令	季寶	茂宗	→	→	→	→	→	常保	→	→	→	→	保土	
氏神	祢宜	田直	茂宗	→	→	→	→	→	→	常保	→	→	→	→	起頭	
	祝	田清	常保	→	→	→	→	→	→	保土	→	→	→	→	定季	

※1 重治は十月廿八日辞職、十二月十三日卒去。

※2 保平は富野家相続のため十月晦日に権祝辞職。十一月二日に貴布祢祢宜を申し上げ即日宣下。

凡例

- : 初補されたことを示す。
- : 還補または遷退を示す。
- 名前 : 転補されたことを示す。
- : その職にあることを示す。
- || : 免職を示す。
- | : 死去、もしくは死去に伴う辞職を示す。

十五日、前神主應平まで、前氏神社祝の田清と七人の出席があった。

十六日、本職差障の旨仰渡のあった件について、書付を以て一社より伺いを立てたところ、所労・故障など何事によらず参勤しなければならない。もし差障があれば、これまで通り勤めてきたようにすることの仰渡があった。

廿一日、紹久に叙爵の勅許が出たので、翌日、御礼の折に官名復旧の願いをしたところ、小折紙の御返があった。

九月四日、賀茂伝奏の鷲尾中納言隆熙の仰渡があった。一社惣代には、先だつて本職の差障の件について、代官が勤めるべきことを申し渡してあった。片岡社祢宜が闕職となっていて、同社前祢宜の紹久が勤めるべき旨、つまり七夕の御神事は紹久が勤めることは、このとおり間違いがないか、再度決定した上申し出すようにと仰せがあったので、連署して御答申し上げた。

六日、惣代が伝奏へ召され仰せ渡しがあつた。昨日、闕職の片岡祢宜の参勤の件についてお尋ねがあり、間違いがないと言上し、重陽神事より紹久が参勤する旨殿下のお命じがあり、連署を以て請書を差し出すことと仰渡しがあつた。

翌宝暦九年二月廿七日、一社惣代と賞久・重孝が召し出され、賀茂伝奏と・奉行の列席

表2: 宝暦6年3月以降の指示、願上、結果の一覧。

年号	西暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦	宝暦
月	日	1756	1756	1758	1758	1758	1758	1759	1759	1759	1761	1761	1763	1763	1763
書面持参	仰渡結果	仰渡	仰渡	願上	仰渡	仰渡	仰渡	仰渡	仰渡	仰渡	願上	仰渡	仰渡	仰渡	
結果	指示	結果	指示	結果	結果	結果	結果	結果	結果	結果	結果	結果	結果	結果	
位	官職	位	官職	位	官職	位	官職	位	官職	位	官職	位	官職	位	
前神主	應平	隠居													
神主	正季														
正	権	権	権	権	権	権	権	権	権	権	権	権	権	権	権
権	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝
片岡	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝
貴布祢	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝
新宮	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝
大田	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝
若宮	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝
奈良	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝
澤田	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝
氏神	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝
雑掌	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定
評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定	評定

のもと、殿下御命令の書付について御渡があった。前神主應平を従三位に昇叙する願は、早々に一社中より差出すこと。正祝に前祝の重孝・権祢宜に前祢宜の賞久・権祝に前権祢宜の命平・片岡社祢宜に正祝の博久・同社祝に片岡社前祢宜の紹久・貴布祢社祢宜に権祢宜の業久・同社祝に権祝の保平・沢田社祝に氏神社祢宜の茂宗・氏神社祢宜に氏神社前祢宜の田直とする（隠居を仰せつけられていた賞久・重孝・命平・紹久は復帰させ、既に職に当職に就いている者は次第転補に合わせて下位の職に戻す）よう、この九人の職について、早々に一社中より願い上げすること。これらにつき、小折紙を早々に差出し、一同違乱がない旨の連署を添えて差上るべき旨の仰渡があった。

三月二日、茂宗が沢田社祝転補の宣下があった。その他の者は沙汰に及ばなかった旨仰渡があった。

翌三日、沢田社祝宣下御礼のついでに、今回御沙汰に及ばず御返になった小折紙と上階の小折紙は御前に止め置かれ、残り八通は御返になった。氏神祢宜・祝の転補・新補の小折紙の件と、安久（賞久の次男。賞久は宝暦四年五月十九日に隠居を仰せ付けられ、安久は五月廿五日に梅辻家の相続人として御命を受けている）の職・位の願は御沙汰に及ばず、これらは追って願を差出すこと。但し、これらの件は一社中であるべき旨の仰渡があった。

四日、これらの持参のついでに、應平の従三位宣下の仰渡があった。

十二日、重孝が正祝に還補し、博久が片岡社祢宜に鷓退（元の序列に戻すため下位の職に戻る）することとし、このような例が再度起こらないよう仰せがあった。また、安久を片岡社祝に申上るよう仰渡しがあった。

廿五日、安久の片岡社祝新補の宣下があった。

四月十四日、伝奏の鷲尾隆熙卿の元へ一社惣代が召され、鳥居大路三位（應平）・森兵部権少輔（賞久）・鳥居大路志摩（命平?）・梅辻美濃（紹久）が今後貴布祢社・祝以上の九職に、また井関上総介（田直）・岡本内蔵（保土?二十六日に氏神祝に新補される）が氏神祝以上の十二職に復帰・新補し、患いや故障が生じた場合は申し合わせて代官を立てること、と殿下の御命令があった書付をもって仰渡があったので、一同へ申し聞かせて連署の請書を差し出し、書付はこのときに返上するよう仰せ渡しがあった。

十六日、前日に仰渡のあった件につき、お伺いのため参上したところ、傳奏が殿下より仰渡しの趣旨の書付について、闕職は勿論のこと、本職に差障りがある場合は、前職をもって代官とし、前職が不足する場合、これまで通り自本職より自分の語合（代理）を参勤させる旨であるとのことであった。よってこれらの請書を差上げた。

宝暦十一年十月二日、前神主の正久（正久は前日に神主職を辞職している。理由は書かれていない）が評席復帰する旨殿下の御命があったと仰渡があった。

翌三日、賞久の正祢宜還補の小折紙を差し上げた。

七日、賞久の還補願の件は認められなかった旨の仰渡があった。

九日、正祝の重孝・権祢宜の業久・同祝の保平の転補を申上げず、片岡社祢宜の博久が正祢宜へ転補することを申上げた。

十日、一社惣代と正久・賞久は伝奏の油小路中納言隆前卿の許へ召され、御奉行の中御門右中辨俊臣の列席の上、書付を以て仰渡あった。一同は連署してこれを差し上げた。

宝暦十三年十月廿二日、前神主の正久には実子がなかったため、甥で権祝の保平を富野家の相続といたしたく、権祝の職を辞退し改めて末職にて申し上げてこれを聞き届けてほしい、と一社に願い出た。

廿九日、御奉行のもとへ惣代が召され、保平が富野家を相続する件が聞き届けられ、また権祝の職を辞する件も認められたと仰があった。よって翌晦日に辞職した。

十一月二日、権祝辞職の宣下があった。保平は貴布祢社祢宜の職を申し上げ、命平は鷓退して権祝を申し上げるよう撰政から御命令があったと仰渡があった。

三日、小折紙を差し上げ即日宣下があった。このとき、残る前職の四人は、今回の件で退くことのないよう仰渡の書付があった。よって一同は連署の請書を提出した。

十月二九日、前職四人は、来たる奏事始の儀の折に位階を申し上げるよう仰渡があった。

まとめ

事件の発生から裁判を経て、主に社司の復命に関する十三年の長きに亘った一連のやり

とりは、一応の決着を見る。水面下でのやりとりはあったと考えられるが、朝廷側から事件前の状態への復命が図られ指示が出されるものの、結果は首尾よくいかなかったことが散見された。この差は、事件の関与の度合いや取り調べの心象によるものと思われるが、系図には結果しか記載されていないため、日記や別記によるさらなる調査が必要である。

該当部分翻刻

・適宜句読点を補った。

正久

宝暦六年三十八、前評定之輩、表神役勤仕之儀相願。仍願書従一社持参于奉行日野資枝許。翌十九日、相窺処、於傳奏實連卿許、重而ヶ様之願出間敷旨仰渡。

同八年六九、一社惣代并應平等被召傳奏坊城俊逸卿・奉行中御門俊臣御列席、被仰渡者、重孝・賞久・命平・紹久等向後被加社司列、并表役被止輩相加于表役儀万事申合無違乱様可致旨、女御御産之儀ニ付被免間、請書一同連書可差上旨仰。

仍翌十、一社惣代并應平等請書持参、御免之輩為御礼参上。

同十一、前官之輩表役之儀如何可相心得哉之窺書出于一社。仍従一社窺之。

同十二、前氏神祢宜田直還補之願・紹久官位之願等差上之。

同十三、田直還補小折紙早々可差出旨被仰渡。

同十四、紹久儀、官位可申上位者自爵可申上、且表役相窺輩本職差障之節代官可相勤。尤、此度被免輩可出于評席、田直還補小折紙者、殿下被留置不及御沙汰旨等被仰渡。

同十五、前神主應平、迄前氏神社祝田清七人之輩出席。

同十六、本職差障被仰渡儀、以書付従一社相窺処、本職差障之儀者、所勞・故障、不寄何事可致参勤。若前官差障之節者、是迄仕来之通可勤旨被仰渡。

同廿一、紹久叙爵勅許。

翌日、御礼之節、官名之儀者追而可申上旨、小折紙御返也。

同年九四、従傳奏鷲尾中納言隆熙卿被仰渡于、一社惣代者、先達而本職差障之節、代官可勤旨申渡置間、今度片岡社祢宜闕職之处、同社前祢宜紹久可勤旨、則七夕御神事者紹久相勤之、弥右之通無違乱哉、今一應治定之上可申出旨被仰渡以、連署御答申上。

同六、傳奏隆熙卿江被召、惣代江被仰渡者、昨日片岡社祢宜闕之处参勤之儀御尋被成、仍違乱無之旨言上、重陽以来紹久可致参勤旨殿下御命之間請書、以連署可上旨被仰渡。

同九年二廿七、一社惣代并賞久・重孝等被召、傳奏鷲尾隆熙卿・奉行廣橋左少辨伊光御列席、殿下御命之由御書付御渡。前神主應平従三位之事追願、早々従一社中可差出、正祝前祝重孝・権祢宜前祢宜賞久・権祝前権祢宜命平・片岡社祢宜（正祝博久）・同社祝（片岡社前祢宜紹久）・貴布祢社祢宜（権祢宜業久）・同社祝（権祝保平）・沢田社祝（氏神社祢宜茂宗）・氏神社祢宜（氏神社前祢宜田直）、右九職早々自一社中可願申旨御書付御渡、小折紙以下早々可差出。尤一同違乱無之旨連署相添可差上旨被仰渡。

同年三二、茂宗沢田社祝轉補宣下。其余輩者不及御沙汰旨被仰渡。

翌三、沢田社祝宣下御礼之序、今度不及御沙汰小折紙御返、上階小折紙者御前ニ被止置、殘八通御返也。氏神祢宜・祝轉補・新補小折紙之儀相窺可出旨、且安久職位願未及御沙汰、此儀追願差出可申。但此儀者從一社中之願可然旨被仰渡。

同四、持參此序、應平從三位宣下之旨被仰渡。

同十二、重孝還補正祝・博久鷓退片岡社祢宜被仰出。重而例致間敷旨、且、安久片岡社祝可申上旨被仰渡。

同廿五、安久職位宣下。

同年四十四、傳奏鷓尾隆熙卿許江一社惣代被召、以書付被仰渡者、鳥居大路三位・森兵部權少輔・鳥居大路志摩・梅辻美濃等、向後貴布祢社・祝已上九職所勞及差障之時、申合可為代官并関上総介・岡本内蔵等、氏神社祝已上十二職所勞及差障之時、申合可為代官旨、殿下御命之間、一同江申聞連署之請書可差出被仰渡之。書付同時可返上旨被仰渡。

同十六、昨日被仰渡之儀為窺參上之處、於傳奏自殿下被仰渡之趣以書付被仰渡、闕職者勿論、本職差障之節者、以前職可為代官、前職不足之處者、是迄通自本職以、自分之語合可為參勤旨。仍右請書差上之。

同十一年十二、前神主正久、可于評席旨殿下御命之旨被仰渡。

同三、賞久還補正祢宜之小折紙上之。

同七、賞久還補願之儀不及御沙汰旨被仰渡。

同九、正祝重孝・權祢宜業久・同祝保平轉補不申上。仍片岡社祢宜博久、正祢宜轉補申上。

同十、一社惣代并正久・賞久等被召之於傳奏油小路中納言隆前卿許御奉行中御門右中辨俊臣御列席以書付被仰渡之儀有之。一同連署差上之。

同十三年十廿二、前神主正久依無實子、甥權祝保平富野家為致相統度。尤、權祝職者辭退申、相統之儀御聞届之上、末職ニ而茂申上度願出于一社。

同廿九、御奉行江惣代被召、保平富野家相統之儀御聞届。且權祝職辭可申旨被仰渡。仍翌晦日辭職。

同年十一二、權祝辭職宣下。保平儀者貴布祢社祢宜職可申上、命平儀者鷓退而權祝可申上旨撰政御命之旨被仰渡。

同三、小折紙差上即日宣下。于時殘前職四人之輩、此度之例不引樣被仰渡之書付有之。仍一統連署請書上之。

同年十二九、前職四人輩來奏事始之節位階可申上旨被仰渡。